

## 参考資料

本制度については、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターにおいて公表されています。

### 「家電リサイクル券取扱優良店」制度の発足について

2005年4月22日

(財)家電製品協会

家電リサイクル制度は、2001年4月スタート以来4年を経過し、回収台数も毎年順調に増加しており、リサイクル対象4品目合計で平成16年度は約1,122万台が回収されている。

この度、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターは「家電リサイクル券取扱優良店」制度を発足し、家電リサイクル券取扱店が家電リサイクル法に従った家電リサイクル券の適正な運用をさらに推進するとともに、排出者が安心して家電廃棄物を引き渡せる取扱店を選定する一助とするべく、家電製品協会が優良取扱店を推奨する。

これによって、家電リサイクル制度が一層社会に定着することが期待される。

#### 1) 制度の概要

家電リサイクル券取扱店は、(財)家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC)に入会している家電小売業者であり、現在約61,000事業者、店舗数にして約75,000店舗が登録されている。

これら取扱店のうち、家電リサイクル券の取扱が適正であり、排出者が安心して廃家電を引き渡せる店舗を選定し、家電製品協会が「家電リサイクル券取扱優良店」として推奨する。

#### 2) 選定・推奨の方法

(財)家電製品協会は、「家電リサイクル券取扱優良店制度審査検討会」(以下、「審査検討会」という。)を設置し、本制度の内容、選定基準等について意見を聞く。

(財)家電製品協会は、本制度の案内、「家電リサイクル券取扱優良店申請書兼誓約書」及び家電リサイクルアンケート等を対象となる取扱店に郵送する。

家電リサイクル券取扱店のうち推奨を希望する店舗は、家電製品協会に家電リサイクル券取扱優良店申請書兼誓約書と家電リサイクルアンケートを提出する。

家電製品協会はその申請を審査し、選定基準に従い家電リサイクル法に則った適正な処理が行われると認められる店舗を「家電リサイクル券取扱優良店」として推奨する。

家電製品協会が推奨する店舗には、**優良店シール**を送付する。本推奨の有効期間は2年間とし、シールにその旨記載する。

#### 3) 推奨店の取扱状況等の確認

家電製品協会は、推奨した取扱店(又は店舗)に関して適宜家電リサイクル券の取扱状況等を調査する。

推奨した取扱店(又は店舗)が推奨にふさわしくないことが判明した場合には、その推奨を取り消し、その旨を当該取扱店(又は店舗)に通知するとともに、対外的に公表する。

#### 4) スケジュール

案内書の送付	平成17年5月初旬
申請書の提出期限	平成17年5月末日消印まで
推奨店の選定・通知	平成17年6月末日予定

#### 5) 問い合わせ先

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター  
フリ・ダイヤル 0120-319640